

就労について (パート・アルバイトを含む)	2. 現在の就労状況について (1) 現在就労している (2) 就労の予定はない (3) 今後、就労することが決定している (令和 年 月 日より勤務予定) (4) その他 ()
【日常生活について】	
毎日の過ごし方について (複数回答可)	1. 仕事・アルバイトをしている 2. 普通の日常生活ができる 3. ほとんど家にいるが、ときどき散歩程度で外出する 4. 身の回りのことはできるが、一日中家にいる 5. 身の回りのことはかろうじてできるが、ほとんど寝ている 6. 身の回りのことができず、介助が必要な状態 7. その他 ()
【その他】	
現在加入している健康保険について	(1) 国民健康保険 (2) 健康保険組合 (本人・家族) (3) 全国健康保険協会 (本人・家族) (4) その他 () 保険者名 () 健康保険証 記号： 番号：
年金について	1. 障害年金・障害手当金 (1) 受給していない (2) 請求中である (3) 受給中である ⇒ 年金証書のコピーを添付してください 2. 老齢年金 (1) 受給していない (2) 受給中である ⇒ 年金証書のコピーを添付してください (3) その他 ()
雇用保険 (失業保険) について	1. 手続きはなにもしていない 2. 療養のため延長申請している (申請日：令和 年 月 日) 3. 申請して受け取っている (受給期間：令和 年 月 日 ～ 年 月 日) 4. 申請したが受け取っていない (申請日：令和 年 月 日)

《健康保険法》

第59条 (文書の提出等) 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者 (当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第121条において同じ。) に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第120条 保険者は、偽りその他不正行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定をすることができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から一年を経過したときは、この限りでない。

第121条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第59条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

注1) 記入された内容について、後日詳細をお聞きしたり、追加の資料をお願いすることがあります

注2) また、必要に応じて、関係諸機関 (医療機関の担当医師、所属事業所長等) に照会することがあります